

石 金 造

ISHIZUCHI

10

共済だより

平成28年(2016)

Vol.291



肉子座(肉子町提供)

- 2 被扶養者の認定取消手続はお早めに！
- 4 被扶養者の認定要件が一部変更されました
- 5 特定健康診査・特定保健指導をきっかけに生活習慣を見直しましょう
- 6 介護休業手当金の給付率が引き上げられました
- 7 ジェネリック医薬品で薬代を節約してみませんか
- 8 労働安全衛生業務担当者研修会開催／他
- 9 ライフプランセミナー開催
- 9 インフルエンザ予防接種補助のご案内
- 10 だんしん事業のご案内
- 11 住宅取得資金に係る借入金の「年末残高証明書」を発行します
- 11 小さく積み立てて大きく殖やす共済貯金、上半期決算により利息を元金に組み入れました

CONTENTS

被扶養者の認定取消手続はお早めに！

平成28年度資格調査を終えて！

7月～8月に実施しました被扶養者の資格調査は、皆さんのご協力により終了しました。

調査の結果、何か月も遡って認定を取り消す事例も見られ、中には医療費の返還が生じたケースもありました。今回は、認定取消となる代表例を掲載しますので、該当となったときは、速やかに取消手続を行ってください。

なお、被扶養者の収入や生計状況に変動が生じた場合等で、認定の可否についてご不明な点がありましたら、共済組合までお問い合わせください。

※認定要件の詳細については、前号 Vol.290()に掲載しております。



就職

就職先の健康保険に加入すると、収入に関係なく被扶養者の資格を失います。特に学校を卒業し、就職されたお子さんの取消手続漏れが多くなりましたので、手続は速やかにお願いします。

収入の増加

認定中の被扶養者の収入が、年金や給与の増加などで、認定基準額である年額130万円(障害年金を受給されている方、若しくは60歳以上で公的年金を受給されている方は180万円)以上となることが見込まれ、認定取消となるケースも散見されました。

！注意！

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」をさすものではありません。また、年度や暦年といった期間で考えるのではなく、認定を受けようとする者の現在及び将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる年間の収入総額をいいます。

給与収入

パートやアルバイトなどの給与収入がある被扶養者については、次のようなケースで認定取消となる場合がありますので、収入状況を常に確認し、認定基準額以上となることが見込まれる場合は、速やかに取消手続を行ってください。

また、^(注)収入が認定基準額を下回る

！注意！

○前年は短時間のパート勤務であったが、勤務形態の変更により収入が認定基準額以上となっていた。
※給与収入とは、給料・ボーナス・諸手当等の、各種社会保険料等控除前の総収入額をいいます。

平成28年10月から短時間労働者の社会保険の適用範囲が拡大されました。これにより認定中の被扶養者が、ご自身で健康保険制度に加入するようになった場合は、収入が認定基準額未満でも、認定取消となりますのでご注意ください。
なお、健康保険制度への加入要件等の詳細については、被扶養者のお勤め先へご照会ください。

雇用保険

雇用保険法に基づく失業給付は、一定期間一定金額が支給されることから恒常的収入とみなします。そのため、**給付額が日額3612円以上となる場合は認定取消となります。**

なお、失業給付の受給が終了し、再就職することなく「主として組合員の収入により生計を維持されている」場合は、再び扶養認定の対象となります。

※失業給付を受給した場合の認定取消日は、原則として給付制限期間の終了日の翌日となります。

事業収入

農業、商業、製造業、その他の事業から生じる収入や土地、家屋等の賃貸による収入については、これらの収入額から、**共済組合が認める必要経費を控除した額が、該当者の事業及び不動産収入となります。**

所得税法上は必要経費として認められても、被扶養者の認定においては認められないものもありますので、ご注意ください。

年金収入

年金額の増加により扶養認定を取り消す場合の取消日は、**年金の裁定通知日若しくは年金額改定通知日**まで遡ります。認定基準額以上となるケースとして次のような例が挙げられますので、被扶養者の年金額の変動にはご注意ください。

《例》
○65歳になり、老齢基礎年金が受給開始となった。
○配偶者が亡くなり、遺族年金を受給していた。

《父母の収入額について》

父母の扶養認定については、夫婦相互扶助義務の観点から、双方の収入を合算して判断します。

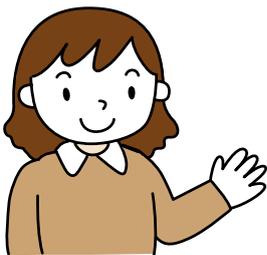
そのため、例えば、母親の収入が変わらない場合であっても、父親の収入が増加し、双方の収入を合算したとき、その収入により**父母が社会通念上、生活維持できると考えられる場合は、収入額が増加した父親だけでなく、母親についても認定取消となりますので、ご注意ください。**

別居

組合員との同居を要件とする被扶養者(義父母など)と別居した場合は、速やかに認定取消の手续をお願いします。

同居とは「生計(住まい、食費、家計等)を同一にしている」場合をいい、二世帯住宅や同じ敷地内の別棟で生活をし、実質的な生計が分かれている場合は、原則として別居とみなします。

なお、同居を要件としない父母についても、別居に伴い父母に対する経済的援助をしなくなった場合や、経済的援助はしているがその額(仕送り額)が父母の収入の総額(仕送り額を含む)の3分の1未満の場合**は認定取消となります。**



被扶養者の「取消日」について

〈取消日〉

認定要件を欠いた日が取消日となります。遡って認定が取り消された場合、取消日以降に被扶養者証を使用して保険医療機関で診療を受けていたときは、共済組合が支払った医療費を全額返還していただくこととなります。

なお、被扶養配偶者の方については、「国民年金第3号被保険者」の資格についても遡って取り消されることとなります。

認定・取消に関する問合せ先
共済組合総務課総務係
☎089-945-6315

被扶養者の認定要件が

一部変更されました!

今まで、兄弟を被扶養者として認定するためには、同居が要件となっていました。平成28年10月1日からは、**別居の兄弟も認定が可能となりました。**

なお、被扶養者の範囲は、次に掲げる者で「主として組合員の収入により生計を維持するもの」となります。

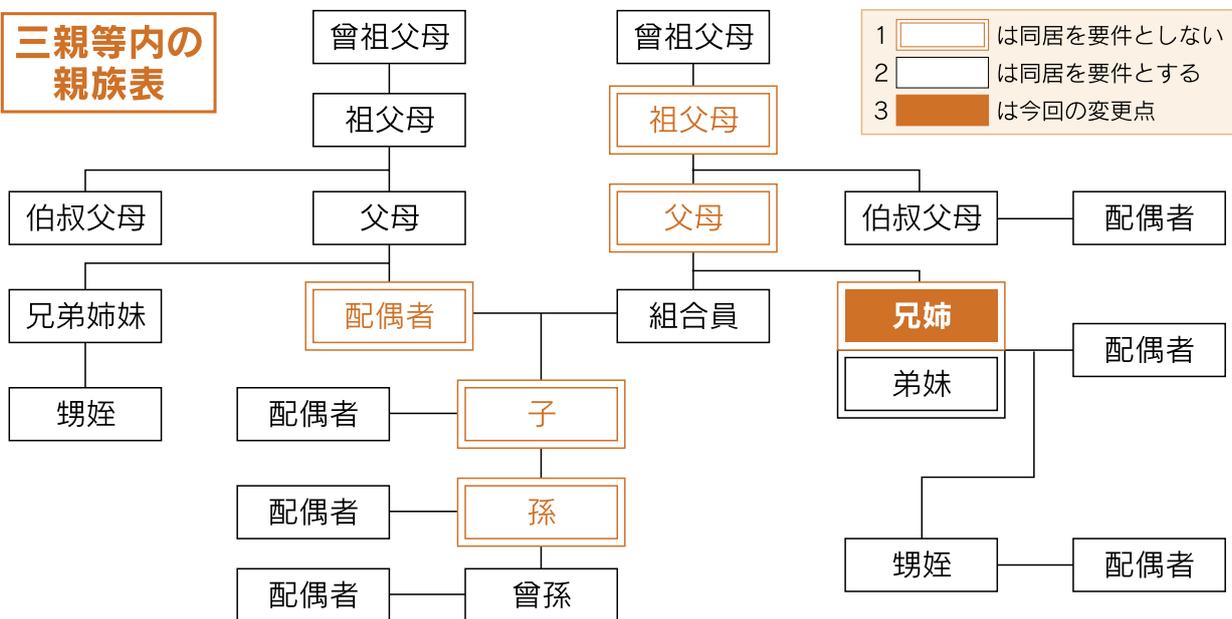
- 1 組合員の配偶者(事実上婚姻関係にあるものを含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 2 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で1に掲げる者以外のもの
- 3 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一世帯に属するもの

認定・取消に関する問合せ先

共済組合総務課総務係

☎ 089-945-6315

三親等内の親族表



本年10月から年金払い退職給付に係る基準利率及び 終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。



地方公務員共済組合連合会

検索



地方公務員共済組合連合会

特定健康診査・特定保健指導をきっかけに生活習慣を見直しましょう！

「家族(被扶養者)で、「特定健康診査受診券」・「特定保健指導利用券」をお持ちの方は、有効期限がありますので、お手元の券をご確認の上、「特定健康診査受診券」は平成29年3月31日までの期限内の「ご利用をお願いします」。

費用は共済組合が全額負担しますので、利用されていない方には、組合員の皆様から早めの利用をお勧めください。受診券等を紛失した場合は再発行いたしますので、共済組合にご連絡ください。

■特定健康診査(以下「特定健診」)

40歳～74歳の組合員及び被扶養者を対象とした、メタボをはじめ**主な生活習慣病**に的を絞った健診です。

なお、人間ドック等助成利用者及び職場の定期健康診査を受けられた方は、それをもって特定健診を受診したものとします。

特定健康診査検査項目一覧表

	検査項目	基準値等
身体計測	身長・体重	—
	BMI	18.5以上25未満
	腹囲	男性：85cm未満 女性：90cm未満
血圧測定	収縮期血圧	130mmHg未満
	拡張期血圧	85mmHg未満
脂質検査	中性脂肪	150mg/dℓ未満
	HDLコレステロール	40mg/dℓ以上
	LDLコレステロール	120mg/dℓ未満
肝機能検査	AST (GOT)	31U/ℓ未満
	ALT (GPT)	31U/ℓ未満
	γ-GT(γ-GTP)	51U/ℓ未満
血糖検査	空腹時血糖★	100mg/dℓ未満
	HbA1c(NGSP)★	5.6%未満
尿検査	尿糖	— (陰性)
	尿蛋白	— (陰性)
貧血検査	ヘマトクリット値※	男性：38.5～48.9% 女性：35.5～43.9%
	血色素量※ (ヘモグロビン値)	男性：13.1～16.6g/dℓ 女性：12.1～14.6g/dℓ
	赤血球数※	男性：400～539 10 ⁴ /μℓ 女性：360～489 10 ⁴ /μℓ
心電図検査	心電図※	異常なし
眼底検査	眼底※	Ho So

■は保健指導対象者選定のための項目。

★はいずれかの項目の実施で可。

※は医師の判断に基づき選択的に実施。

特定健診等に関する問合せ先
共済組合保健課厚生係
☎089-945-6318

特定健診結果データに基づき、生活習慣病のリスクが高いと判定された方を対象に、面接・通信による生活習慣改善のための支援を行っています。対象となった被扶養者の方には、随時「特定保健指導利用券」を送付しています。組合員の方には、共済組合又は委託業者の保健師が所属所を訪問して保健指導を行っています。

なお、人間ドック等利用助成を受けられた特定保健指導の対象者については、必ず特定保健指導を受けていただくこととしております。

受診率・利用率向上のためにも、ご協力をお願いします。

■特定保健指導

※被扶養者でパート先等の定期健康診断等を受けられた方は、健診結果を共済組合にご提出いただくことにより特定健診を受診したものと取り扱うことができますので、共済組合にご連絡ください。

平成28年度 共済事業に関する懇談会全日程終了

本紙7月号で開催日程等をお知らせしておりました平成28年度の「共済事業に関する懇談会」は、8月に全日程を終了し、総数90名の組合員の皆さまにご参加いただきました。各開催地でお伺いしましたご意見・ご要望等につきましては、共済制度の各事業運営の参考とさせていただきます。

なお、懇談会でのご意見・ご要望等に係る詳細につきましては、平成29年1月号及び本組合ホームページに掲載する予定です。

開催日	開催地	出席議員	開催場所	参加人数
7月19日 (火)	新居浜市	喜井 辰弘 山内 貴志	新居浜市役所 5階「大会議室」	22名
8月 2日 (火)	上島町	伊達 定真 和田 雅志	上島町役場 3階「第1会議室」	11名
8月 9日 (火)	大洲市	瀬川 幹雄 二宮 洋之	大洲市肱南公民館 3階「大ホール」	27名
8月23日 (火)	愛南町	山内 武弥 二宮 洋之	愛南町役場 3階「大会議室」	30名

介護休業手当金の給付率が引き上げられました

平成28年8月1日以降に開始する介護休業から、介護休業手当金の給付率が次のとおり変更されました。

変更前

変更後

標準報酬日額の 40/100



標準報酬日額の 67/100

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、変更前の給付率40/100が適用されます。

育児・介護休業手当金の給付上限額(日額)が変更されました

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額には、雇用保険法に準じた給付上限額が設けられており、給付上限相当額といえます。この給付上限相当額が、本年8月1日から次のとおり変更されましたので、お知らせします。

なお、この上限額に該当するのは、標準報酬月額が440,000円以上の方になります。

育児休業手当金の給付上限相当額(給付日額の限度額)

区 分	給 付 率	変 更 前	変 更 後
育児休業開始から 180 日に達するまでの期間	67 / 100	12,982 円	12,927 円
181 日目以降の期間	50 / 100	9,688 円	9,647 円

介護休業手当金の給付上限相当額(給付日額の限度額)

区 分	給 付 率	変 更 前	変 更 後
平成 28 年 7 月 31 日までに介護休業を開始した場合	40 / 100	7,750 円	7,718 円
区 分	給 付 率	8 月 1 日～	
平成 28 年 8 月 1 日以降に介護休業を開始した場合	67 / 100	12,927 円	

「医療費のお知らせ」を配付します

共済組合では、医療費についての認識と理解を深めていただくことを目的として、年2回、「医療費のお知らせ」を配付しています。平成28年度も次のとおり所属所の共済事務担当課を経由して配付する予定です。

「医療費のお知らせ」は、「受診者氏名」・「診療年月」・「受診医療機関名」のほかに、「医療費総額」、皆さまが窓口で支払われた「自己負担額(通常は医療費総額の3割)」などが記載されています。

第1回目

(配付予定時期) 平成28年11月下旬
(対象診療月) 平成28年1月～6月診療分

第2回目

(配付予定時期) 平成29年3月中旬
(対象診療月) 平成28年7月～12月診療分

【このページについての問合せ先】 共済組合保健課 医療係 ☎ 089 (945) 6313

ジェネリック医薬品で薬代を節約してみませんか

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れた後、同じ有効成分で作られ、新薬同様に薬事法に基づいて厚生労働省の認可を受けており、**有効性、安全性が実証されてきた新薬と同等であると認められた医薬品**です。新薬と比べて開発費用が抑えられるため、**価格は新薬の約2~8割程度**で発売されますので、ジェネリック医薬品を選択すれば薬代が節約できます。さらに、共済組合が支払う薬剤に係る医療費も抑えられますので、皆様が毎月支払っている掛金の抑制にも効果が期待されます。

ただし、処方されている新薬にまだジェネリック医薬品がない場合や症状や病状などによりジェネリック医薬品が適切でないと医師が判断する場合がありますので、医師や薬剤師と相談しながら、上手にジェネリック医薬品をご活用ください。



「ジェネリック医薬品お願いシール」をご活用ください

今月号の共済だよりに「ジェネリック医薬品お願いシール」を挟んでいます。ジェネリック医薬品を希望される方は、このシールを組合員証(保険証)、診察券やお薬手帳などの余白部分に貼ってご利用ください。気軽にジェネリック医薬品希望の意思が伝えられます。

「ジェネリック医薬品のお知らせ」を配付します

共済組合では、ジェネリック医薬品の普及促進の取組の一環として、ジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担に一定額以上の軽減が見込まれる方を対象に、自己負担軽減額等のお知らせを本年11月下旬頃に配付する予定です。当該通知書が届いた方は、内容をご確認のうえ、医師や薬剤師と相談しながらジェネリック医薬品への切り替えをご検討くださるようお願いいたします。

なお、このお知らせは、必ずしもジェネリック医薬品に切り替えなければならないものではなく、組合員の皆さまの選択肢のひとつとしてご検討いただくために通知するものです。





平成28年7月8日えひめ共済会館において、各所属所の労働安全衛生業務担当者等を対象に健康管理等に関する情報を提供する標記研修会を開催し、32名の方が出席されました。事務局職員より短期給付の現況及び保健事業について説明を行い、引き続き松山赤十字病院の上村太郎先生に『慢性腎臓病（CKD）診療の実践～生活習慣病への早期介入の重要性～』と題して、ご講演いただきました。



▲松山赤十字病院腎臓内科
かみむら たろう 氏
部長 上村 太郎 氏

〔講演要旨〕

腎臓は、お腹の後ろ側、腰より少し上に左右1個ずつあります。握り拳ほどの大きさで、心臓から出る血液の20%が流れています。

腎臓の主な働きは、体内の余分な水分や老廃物から尿を作ることや、骨や血液に関するホルモンを作ることです。腎臓が働かなくなると、体

内に水分や塩分が溜まり、それが、むくみや高血圧に繋がり、やがて慢性腎臓病に繋がります。

慢性腎臓病とは、腎機能障害、もしくは尿検査等での異常所見が3か月以上続く状態のことで、悪化すると、人工透析が必要となり、毎年3万人以上の人が新規に透析を開始しています。また、心筋梗塞や脳梗塞などの心血管合併症も引き起こします。

腎臓病の最初の兆候は、尿検査に現れます。血尿やタンパク尿がそのサインです。そのため、血液検査などと比べて軽視されがちですが、尿検査は、実はかなり重要な検査です。

慢性腎臓病の発症と悪化のリスクは多岐にわたり、中でも高血圧や糖尿病などの生活習慣病が深く関わっています。何らかの腎機能障害がある場合、高血圧を治療せず放置すると、腎臓の機能が年間で12%も下がり、8年後には透析が必要となってしまう。

腎臓病に特別な治療はありません。腎臓を良くする薬もありません。しかし、早期の段階に専門医で治療を開始した患者の内、54%の人が改善し、さらにその内の27%の人はタンパク尿が治ったという調査研究があります。

このことから、早期の段階で腎臓に悪影響を及ぼす要因を一つ一つ管理し、治療を開始することが、慢性腎臓病を防ぐのに重要です。

平成28年度 (一財)愛媛県市町村職員互助会と共同開催

ライフプランセミナー(50歳代のライフプラン)開催!

7月25・26・27日に、えひめ共済会館において50歳以上の組合員を対象としたライフプランセミナーを開催しました。3日間であわせて188名の方にご参加いただきました。

セミナーでは、生涯にわたって充実した生活を送るためのライフプラン(人生設計)の作成方法や、そのポイントとなる「生きがい」「健康づくり」「家庭経済設計」についての講演を受講していただきました。

日 程 表

時 間	内 容
10:30~10:35	開会あいさつ
10:35~10:40	オリエンテーション
10:40~12:00	「ライフプランで充実の人生を!」 一般財団法人地域社会ライフプラン協会 企画課長 八木下 牧登 氏
13:00~14:30	「ゆとりを築く家計プラン」 明治安田ライフプランセンター(株) 業務役 植田 茂 氏
14:40~15:30	共済制度について
15:30~15:50	互助会事業について



講 師

(一財)地域社会
ライフプラン協会
企画課長
八木下 牧登 氏



明治安田
ライフプランセンター(株)
ライフプランサービス部業務役
植田 茂 氏



参加者の声

○少し早いかな...と思っておりましたが、講演を受けさせていただいて本当に良かったです。漠然として生活しておりました事に改めて気付かされ、今後、仕事・家庭生活・経済について目標を持って考えていく事の大切さが良く分かりました。この講演を元に生活全般を見直してみたいと思います。ありがとうございました。

○60歳でやめることしか決めていなかったのですが、大変参考になりました。これから先が長いので、設計して、うまく老後を乗り切りたいと思います。ありがとうございました。

○健康第一という言葉が印象に残った。第二の人生に向かつて今から体づくりに取り組んでいきたいと思った。帰ったら、生命保険の見直しと、年金の計算をしようと思いました。

○定年の年に参加するものと思っていたが、少し早め(50〜55歳)に参加したほうが良かった。

インフルエンザ予防 接種補助のご案内

共済組合では組合員及び被扶養者を対象に、インフルエンザ予防接種の費用の一部を補助しています。(公費の適用がある方を除く。ただし、公費負担額が補助金額を下回る場合は、その差額を支給します。)

インフルエンザの感染及び重症化の予防と、医療費の抑制も期待できますので、ぜひご利用ください。

○補助金額：1500円

※1人1事業年度1回

○請求方法：「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に領収書(予防接種名・被接種者名・接種日・金額・発行者名が明記されたもの、レシート形式、コピーは不可)を添付して所属所の共済事務担当課(係)を経由して共済組合へご請求ください。

問合せ先

共済組合保健課厚生係
☎089-945-6318

インフルエンザ予防接種補助金額 (実績)

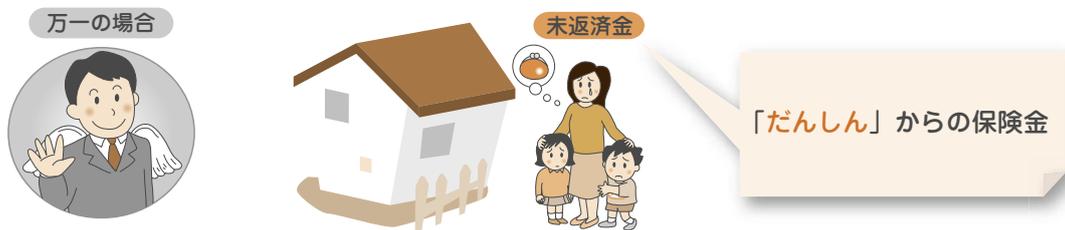
区 分	接種者数(人)	補助額(円)
平成25年度	8,408	8,406,300
平成26年度	8,725	8,744,840
平成27年度	8,952	12,970,200

※平成27年度から補助金額を変更しています。
1,000円 → 1,500円

だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、貸付金の返済中に借受人に万一のことがあった場合に、保険金によって貸付金残高が返済されます。
あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。



制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…

「だんしん」により貸付金残高相当額が保障されます

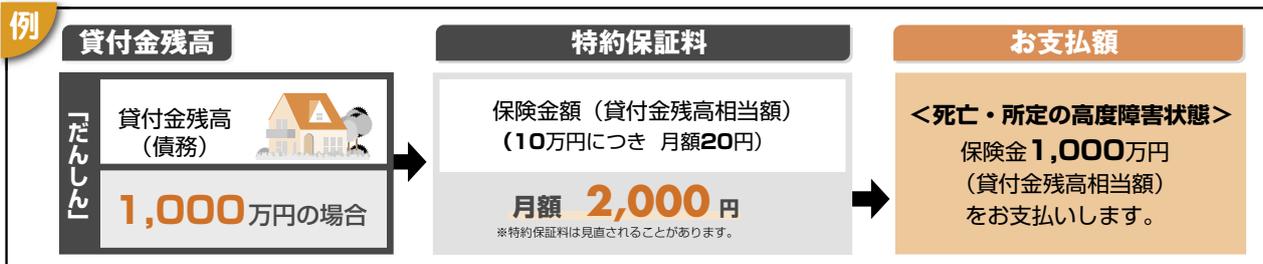
病気やケガで長期休職となられても…

「債務返済支援保険」により返済金相当額（平均返済月額）が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

「だんしん」(団体信用生命保険)

例



特長

- 「だんしん」に加入をしていると、万一、組合員が死亡、または所定の高度障害状態となってしまったとき、**「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます。**
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない特約保証料（加入者が負担する保険料）でご加入できます。特約保証料は、年1回、貸付金残高に応じて見直しされますので、返済が進むにつれて加入者の負担が少なくなります。

債務返済支援保険

例



特長

- 所定の精神障害により就業障害となったときも貸付金の返済金相当額(平均返済月額)を保険金として加入者にお支払いします。
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない保険料で加入できます。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-15-LF-008221 MYG-A-16-LF-185

■物資指定店 (追加)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	取扱商品
追加	H28.7.7	(有) 矢野自動車	松山市和気町 2 丁目 842-2	自動車
追加	H28.7.26	アイシン自動車 (株)	松山市余戸南 4 丁目 2-16	自動車

【このページについての問合せ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎ 089 (945) 6316



住宅取得資金に係る借入金の『年末残高等証明書』を発行します

住宅貸付・災害貸付・在宅介護対応住宅貸付(以下「住宅貸付等」という。)を利用して、マイホームを購入、新築、増改築等されたときには、一定の要件に該当すれば、税法上の住宅借入金等特別控除を受けることができます。共済組合では、該当の住宅貸付等に係る「年末残高等証明書」(平成28年12月31日現在)(以下「残高証明書」という。)を次のとおり発行する予定です。

なお、住宅借入金等特別控除の詳細につきましては、最寄りの税務署へお問い合わせください。

◆ 残高証明書を発行する貸付

平成11年1月から平成28年12月までに住宅貸付等を借り受け、借入金の償還期間が10年以上ある貸付について、次のとおり残高証明書を発行します。

- ①平成11年1月から平成27年12月までに住宅貸付等を借り受け、入居した者(年末調整用)
…平成28年11月上旬に所属所経由で送付予定
- ②平成28年1月から平成28年12月までに住宅貸付等を借り受け、入居した者(確定申告用)
…平成29年1月下旬に所属所経由で送付予定

◆ 交付の申請手続など

交付の申請手続は不要です。ただし、上記の送付期間後に工事完了報告がなされた場合で控除の対象となる方は、別途交付申請書の提出が必要です。

また、一部繰上償還を行ったことから償還期間が10年未満となった場合や住宅貸付等の工事完了報告が済んでいない貸付については、証明書は発行されません。



小さく積み立てて大きく殖やす ～共済貯金～ 上半期(9月末)決算により 利息を元金に組み入れました

□■共済貯金現在残高通知書をお送りします■□

共済貯金現在残高通知書(平成28年9月30日現在)を、10月下旬に所属所を通じ、平成28年9月末現在共済貯金にご加入の皆さまにお送りします。お手元に届きましたら、**内容をご確認いただき、大切に保管**してください。

今回は、平成28年4月1日から9月30日までの期間に係る利息計算を行い、利息から源泉分離課税分20.315%(国税15.315%、地方税5%)を控除した上で元金に加算しています。

あわせて、加入者の皆さまには「地方公務員ダイアリー2017」をお送りしますのでご利用ください。

□■共済貯金制度のご案内■□

共済貯金の貯金利率は**年利1.0%**(税引後0.79685%)、市中銀行の定期預金より高利回りの**だんぜん有利な普通貯金**です。

お預かりした資金は、国債・地方債等の債券を中心とした**安全性の高い金融商品で運用**(株式は保有していません)し、なお不測の事態に備えて積み立てている積立金の額は、平成27年度末現在で49億円を超えています。

給与控除による毎月貯金及び賞与貯金のほか、専用の払込書により随時に任意の額(千円単位)を預け入れることもできます。大切な資産の運用先として、ぜひご利用ください。

【このページについての問合せ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎ 089 (945) 6316

1泊2食付 おすすめプラン

期間:平成28年9月1日~11月30日

四季の伊予路プラン **秋**

1泊2食付お1人様 **7,100円** (税込)

愛媛県産は
愛媛産物

**ご予約
承り中**



特別料理 ~お品書き~

- 前菜 蟹と銀杏の卵豆腐
- 造り 鯛・マグロ・イカ
- 焼物 キノコと魚介のグラタン
- 酢物 秋刀魚と彩り野菜の
オイル蒸し
- 肉料理 松山鶏と絹皮ナスの
田楽焼き
- 揚物 ジャコカツと野菜のチップ
- 御飯 栗ごはん
- デザート 季節のフルーツ

宿泊と夕・朝食をセットにしたお得なプランです。
※朝食はバイキング形式となります。

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311
FAX 089-945-6322

〒790-0003
松山市三番町5丁目13-1

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



内子座(内子町)

表紙によせて

内子座は、大正5年(1916年)に大正天皇の即位を祝い、内子町の有志によって建設された歌舞伎劇場で、今年で創建100周年を迎えます。

当時の建築技術の粋を集めた建物には、回り舞台や花道、枱席などがあり自由に見学することができます。

建設当初は、庶民の農閑期の娯楽として芝居が盛んに上演されていましたが、現在は文化活動の拠点として活用されています。年間を通して文楽や狂言、ミュージカル、講演会やセミナーなど様々な催しものがあり、県内外から多くの利用客や観光客が訪れています。

内子の町並みを散策しながら、当時の面影を今に留める内子座を覗いてみませんか？

組合の現況 (平成28年8月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,593人
男	9,454人
女	5,139人
◎平均標準報酬月額(短期)	381,866円
◎被扶養者数	16,576人
(含任継)	内139人
◎任意継続組合員	214人
◎年金受給者数	17,640人